

No.	環境要素	意見の概要	事業者の見解
1	全体的 事項	(1) 対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造（以下「風力発電設備配置等」という。）など事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、方法書以降の図書に具体的に記載すること。	対象事業実施区域の絞り込み、風力発電機および風力発電機配置等などの事業計画の更なる検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、今後の図書に具体的に記載するよう努めます。
2		(2) 事業実施想定区域周辺には、他事業者による稼働中または環境影響評価手続中の風力発電事業があることから、他事業者の稼働中または計画中の風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書や環境調査結果等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備配置等を検討すること。 そのほか、2の個別事項について、本事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。	対象事業実施区域周辺の他事業者による複数の風力発電事業について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について、予測および評価することを検討いたします。 また、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電機等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび基数の削減を含む事業計画の見直しを検討いたします。
3		(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討にあたっては、影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないよう努めます。
4		(4) 環境影響評価に係る調査、予測および評価（以下「調査等」という。）の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。 また、今後の環境影響評価に係る手続において、住民等への積極的な情報の提供、分かりやすい説明および幅広い意見の聴取に努めること。	環境影響評価に係る調査、予測および評価等の方法、環境保全措置等の最新の知見や既設風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、可能な限り得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映させます。また、今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報提供、説明および意見の聴取に努めます。

No.	環境要素	意見の概要	事業者の見解
7	騒音、超低周波音、風車の影	<p>(1) 騒音、超低周波音および風車の影</p> <p>事業実施想定区域の近隣に多数の住居や学校等が存在するため、これらに対する騒音および風車の影による重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、騒音および風車の影による影響について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月環境省）を踏まえ、最新の知見を考慮した信頼性の高い調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減すること。</p> <p>また、超低周波音についても、最新の知見を踏まえ適切かつ信頼性の高い調査等を行い、周辺住居等への影響を回避または低減すること。</p>	<p>騒音及び超低周波音につきましては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月環境省）を踏まえ、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）およびその他の最新の知見等に基づき、風力発電機稼働時における騒音による生活環境への影響について調査、予測および評価を検討していきます。また、その結果を踏まえ影響を回避又は極力低減するよう検討していきます。</p> <p>なお、対象事業実施区域より南側に住居等が多いことを考慮し、方法書段階での対象事業実施区域の絞り込みにおいて、風力発電設備等との離隔を確保するよう努めました。</p> <p>風車の影の住居等への影響についても最新の知見や先行事例等を踏まえて調査、予測および評価を検討していきます。また、その結果を踏まえ影響を回避又は極力低減するよう検討していきます。</p>
8	個別事項 動物 (鳥類およびコウモリ類)	<p>(2) 動物（鳥類およびコウモリ類）</p> <p>事業実施想定区域およびその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類や絶滅危惧種となっているヒナコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。</p> <p>また、サシバやハチクマといった渡りを行う希少猛禽類の移動が確認されており、当該区域の周辺にはガンカモ類の集団渡来地として指定されている国指定片野鴨池鳥獣保護区や、渡り鳥の渡来地または中継地として指定されている北潟鳥獣保護区がある地域である。</p> <p>そのため、事業の実施に伴う土地改変や環境変化による生息地の消失、風車への衝突事故および移動経路等の阻害等により、これら鳥類等への重大な影響が懸念される。</p> <p>これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成24年12月環境省）に基づくことはもちろん、渡り鳥を含め、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。</p> <p>これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>鳥類およびコウモリ類の調査、予測および評価にあたっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成24年12月環境省）に基づくとともに、鳥類等の生態や現地の状況に精通した地元専門家の指導・助言を仰ぎ、その意見を反映するよう努めます。</p> <p>ガンカモ類及び渡り鳥の調査については、個体数が最大になる時期を中心に十分な調査期間を設け、早朝や夕方の移動及び夜間の渡りも対象とし、採餌移動や渡りの経路は時期または年によって変化することを十分に留意の上、実態を適切に把握し、影響を評価できる方法を検討していきます。</p> <p>また、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
9	動物、植物および生態系	<p>(3) 動物、植物および生態系</p> <p>事業実施想定区域およびその周辺は、広く福井県重里地里山に指定されており、希少なサンショウウオの生息地およびホトケドジョウ等の重要な生態系や動植物種の生息・生育が確認されている。</p> <p>そのため、事業の実施に伴う森林伐採や土地改変によりこれらの希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失といった影響が懸念されることから、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。</p> <p>また、適切な調査により重要な種の生息・生育状況を把握するとともに、その結果を踏まえ影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>事業実施想定区域およびその周辺において希少な野生動植物種が確認されていることから、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価にあたっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映するよう努めます。</p> <p>また、その結果を踏まえ影響を回避または極力低減するよう努めます。</p> <p>なお、沢に生息する生物に配慮するため、方法書段階での対象事業実施区域の絞り込みにおいて、風力発電設備等との離隔を確保するよう努めました。</p>

No.	環境要素	意見の概要	事業者の見解
11	景観	<p>(4) 景観 以下の点を考慮し、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電設備配置等の検討を含め、眺望景観への重大な影響を回避または極力低減すること。 その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等から広く情報を収集するとともにその意見の把握に努めること。</p> <p>① 主要な眺望点からの眺望景観 風力発電設備配置等の検討に当たっては、配慮書において圧迫感を伴う景観影響が予測されている「トリムパークかなづ」等について、十分配慮すること。</p> <p>② 囲繞景観 事業実施想定区域の近隣には多数の住居や学校等が存在することから、風力発電機の設置により圧迫感を受けるおそれがある。また、視野角1度以上の視認範囲にはあわら市および坂井市の住居地のほとんどが含まれており、多数の住民が日常的に眺める景観が変化するものと考えられる。 このため、住居地や主要な道路などからの住民等が日常的に眺める景観への影響について、適切に評価できる眺望点を選定するとともに、発電機の設置基数や配置等の事業計画の検討に当たっては、関係自治体や地域住民、眺望点の利用者等の意見聴取を十分行うこと。</p>	<p>主要な眺望点や囲繞景観について、関係自治体や地域住民及び眺望点の利用者等の意見の把握に努めます。また、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電機配置等の検討を含め、景観への重大な影響を回避または極力低減するよう努めます。</p> <p>① 主要な眺望点からの眺望景観 対象事業実施区域から近い位置にあり圧迫感を伴う景観影響が予測されている眺望点については、十分に配慮するよう、風力発電設備等の配置を検討いたします。 なお、「トリムパークかなづ」等については、方法書段階での対象事業実施区域の絞り込みにおいて、風力発電設備等との離隔を確保するよう努めました。</p> <p>② 囲繞景観 住民等が日常的に眺める身近な景観への影響について、適切に評価できる眺望点を方法書段階で選定いたしました。また、発電機の設置基数や配置等の事業計画の検討に当たっては、関係自治体や地域住民、眺望点の利用者等から十分な意見聴取を行います。</p>
12	個別事項	<p>(5) 人と自然との触れ合いの活動の場 人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>人と自然との触れ合いの場については、関係自治体や地域住民、利用者等への聞き取り等により意見を適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査を行い、適切に予測・評価し、その影響を回避または極力低減するよう努めます。</p>
13	その他	<p>(6) 工事の実施に伴う環境影響 工事の実施等に伴う環境影響について、影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等を行うこと。 特に、事業実施想定区域内およびその周辺には、土砂災害警戒区域、宮谷川等が存在し、森林伐採や土地改変に伴う土砂流出・濁水発生による水環境および動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。 このため、調査等を適正に行い、土砂流出の可能性が高い地域の土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>工事の実施に伴う環境への影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討し、調査についても適切に実施いたします。 なお、土砂災害危険区域、宮谷川については、方法書段階での対象事業実施区域の絞り込みにおいて対象事業実施区域から除外いたしました。 特に、土砂流出の可能性が高い地域においては、土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>